

ゴルフ場利用約款

愛野リゾート開発株式会社
愛野カントリー倶楽部

平成19年1月1日施行
平成24年12月2日一部改定

(約款の制定と適用範囲)

第1条 今般当ゴルフ場でプレーする方(会員・非会員問わない)の施設利用契約の内容は、本約款の定めに従って頂くことになりました。但し、会員の方はクラブ規定に本約款が抵触する時は、クラブ規定が優先して適用されます。

(利用契約の成立)

第2条 当ゴルフ場においてプレーされる方は、フロントにおいて本約款を確認の上、所定の署名簿にサインしてください。これにより当ゴルフ場は署名者の施設ご利用をお引受けいたすこととなります。

(施設利用の拒絶)

第3条 当ゴルフ場は次の場合には施設の利用並びに利用の継続をお断りします。プレーの途中に判明した場合には、その後の利用の継続をお断りするものとします。

1. 満員のためスタート時間に余裕がないとき
2. 非会員については、会員の同伴又は紹介等がない場合
3. 公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなした場合又はなすおそれがあると認められるとき
4. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という)に所属していると認められるとき
5. 暴力団等反社会的勢力を同伴又は紹介により入場させたとき
6. 法人でその役員のうち暴力団等反社会的勢力に属する者がいるとき
7. 粗暴な振舞い等、他のお客様に不快な思いをさせる行為等や当ゴルフ場の業務遂行に支障を来たす行為等があった場合
8. 天災その他やむを得ない事情によりクローズするとき
9. その他本約款に違反した場合、並びに当ゴルフ場の施設を利用されることが望ましくない理由がある場合

(休場日・開場時間)

第4条 当ゴルフ場の休場日と開場時間は所定の規定によりますが、臨時的に変更することがあります。

(金銭その他貴重品)

第5条 金銭その他貴重品については、貴重品ボックスにお預け頂き、貴重品ボックスナンバーは各自の責任において管理して下さい。お預け頂かない場合、ロッカー室、浴室、コース等で盗難や紛失の事故があっても当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(携帯品・自動車等)

第6条 携帯品や場所を提供している駐車場の自動車の盗難、損害等については、当ゴルフ場は責任を負いません。

第7条 ゴルフ場は、ロッカー設備をお貸ししているにすぎませんのでロッカー収容品については、当ゴルフ場は責任を負いません。スコアカードホルダーに付いているロッカーの鍵の管理は、利用者ご自身で行って下さい。

(宅配便の取扱)

第8条 宅配便によるゴルフクラブ、バッグ、シューズ等のお取次ぎは致しますが、お取次ぎ中のこれらの物品につきましての盗難・紛失・損害等の責任は負いません。

(危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第9条 ゴルフは時により大変危険を伴う場合がありますのでプレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、全て自己の責任でプレーして頂きます。

(ティグラウンドにおける素振り)

第10条 素振りは、ティマーク内の打席又は特に指定された場所以外では行わないで下さい。プレーヤーは、みだりにティグラウンドに立ち入らないで下さい。

(飛距離の確認)

第11条 先行組に対しては、後続組のプレーヤーはキャディのアドバイス如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打込まないよう打球してください。

(キャディ及びフォアキャディの合図)

第12条 キャディ及びフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと断定されるときに合図でありますから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

(打者の前方に出ないこと)

第13条 同伴者は打者の前方には絶対に出ないで下さい。打者の前方に出た結果の事故その他プレーヤー同士において解決していただくこととし、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(隣接ホールへの打込み)

第14条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。万一打込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分注意して打球して下さい。

(退避及び退避場所)

第 15 条 先行組のプレーヤーは、後続組に対して打球されるときは後続組が全員打ち終わるまで退避所又は安全な場所に退避して下さい。

(ホール・アウト後の退去)

第 16 条 ホール・アウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールへ進んで下さい。

(雷鳴があった場合)

第 17 条 雷鳴があつて落雷の恐れがあると思われる場合は、直ちにプレーを中止し退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。

(火気使用の禁止)

第 18 条 コース内やクラブハウス内の火気使用は指定場所以外は禁止します。マッチの燃えがら、煙草の吸殻は必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

(違背の場合の責任)

第 19 条 利用者がこの利用約款に違反して、第三者に損害等の事故を発生させた場合または、自分が違反して損害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切の損害賠償等の責任を負いません。

(クラブ等の確認)

第 20 条 利用者はプレーを終了した場合はクラブを点検し、相違なきか慎重に確認し、所定の用紙にサインして下さい。
クラブ等をお渡し後のクラブ等の不足、瑕疵については当ゴルフ場は責任を負いませんので、ゴルフ場退場の際ご確認願います。

(施設に損害を与えた場合)

第 21 条 利用者の故意又は過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償して頂きます。

(施設内への持込等)

第 22 条 施設内へ下記のものを持込むことを禁止致します。

- 1.動物のペット類
- 2.著しく悪臭を放つもの
- 3.鉄砲刀剣類
- 4.火薬、揮発油等発火、爆発の恐れのあるもの
- 5.騒音を発するもの
- 6.その他(当ゴルフ場に好ましくないもの)

(行為の禁止)

第 23 条 施設内では下記の行為は禁止致します。

- 1.賭博、その他風紀をみだす行為
- 2.物品販売、宣伝広告等の行為
- 3.利用者以外のコース内立入り(特に許可する場合を除く)
- 4.他人に迷惑を及ぼし又不快感を与える行為

(利用継続の拒否)

第 24 条 当ゴルフ場は次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。

- 1.公の秩序もしくは善良なる風俗に反する行為があつたとき
- 2.当ゴルフ場に対し好ましくない行為があつたとき
- 3.技術が著しく未熟であつて、他人のプレーに迷惑をかけたとき
- 4.ルール・マナー及び警告を無視してスロープレーを改めないとき
- 5.天災その他止むを得ない事情により施設の利用ができないとき
- 6.その他本約款に違反したとき

(非会員の債務の保証)

第 25 条 会員が同伴又は紹介した利用者(非会員)が会社に対して負担する、ゴルフ場利用に伴う一切の債務、及びその利用者がゴルフ場に与えた損害金の支払債務については、会員は利用者の債務の履行につき、利用者と連携して保証して頂きます。

(非会員への周知方依頼)

第 26 条 会員は会員の同伴又は紹介したる利用者(非会員)に対し、本約款の存在及びその内容を知らしめることにご協力願います。

(本約款の変更)

第 27 条 本約款は、会社とクラブ理事会が協議の上会員の意向に反しないと認められるときは、長崎県ゴルフクラブ協議会に報告して変更することができる。

(信義則)

第 28 条 その他クラブ規定、本約款に定めのない事項はゴルフプレーの精神にのっとり、信義、誠実の原則に従って解決されるものとする。

本約款は平成 24 年 12 月 3 日から施行する。